

戸建住宅におけるV2H普及促進事業実施要綱

(制定) 令和5年3月14日付4環気家第277号

(改正) 令和6年3月7日付5環気家第405号

(改正) 令和7年2月25日付6環気家第507号

第1 目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、電気自動車と住宅が双方向で電気をやりとりすることを可能とし、太陽光の電気の有効活用や非常時の電力を賄うことを可能とするV2Hの普及を促進するために行う「戸建住宅におけるV2H普及促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

- 1 都は、V2Hを東京都内（以下「都内」という。）の戸建住宅に導入する者に対し、当該機器の設置に要する経費の一部を助成する。
- 2 都は、前項の機器の設置工事に係るリフォーム瑕疵保険等の加入に必要な経費の一部を助成する。

第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 電気自動車 搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機を原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）
- 2 プラグインハイブリッド自動車 電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車
- 3 V2H 電気自動車等（電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車をいう。以下同じ。）に搭載された電池から電力を給電するための直流／交流変換回路をもつ充電設備で、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの
- 4 太陽光発電システム 太陽光を電気に変換するシステムであって、太陽電池、パワーコンディショナ（太陽電池が発電した直流電力を住宅で利用できる交流電力に変換する設備をいう。）その他これらに付随する設備で構成されるもの
- 5 リース契約 契約の名称にかかわらず、電気自動車等、V2H又は太陽光発電システムの貸主が、当該車両又は機器の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該車両又は機器を使用収益する権利を与え、借主は、当該車両又は機器の使用料を貸主に支払う契約であって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているもの
- 6 リース事業者 リース契約に基づき、前号の車両又は機器を借主に貸し渡すことを業とする者

- 7 リフォーム瑕疵保険等 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第19条第2号に基づき同法第17条第1項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が契約の引受けを行うリフォーム瑕疵保険及び大規模修繕工事瑕疵保険をいう。
- 8 事前申込 事業の効果的な実施を図るため、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が別に定める手続のことをいう。

第4 本事業の内容

1 助成対象者

助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の（1）又は（2）に該当する者であって、別に定める要件を満たすものとする。ただし、国及び地方公共団体を除く。

- （1）助成金の交付対象となるV2Hを導入する事業者又は個人
- （2）助成金の交付対象となるV2Hをリース契約により個人又は法人に対して貸与する者（当該助成対象機器を貸与され使用している者と共同で助成金の交付に係る申請を行う者に限る。）

2 助成対象

助成対象は、助成対象の種別ごとに定める次の全ての要件を満たすものとする。

（1）V2H

- 一 令和5年4月1日以降に設置されるV2H（中古品を除く。）であること。
- 二 クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程（CEV規程）に基づき一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業において、補助金の交付対象のV2Hとなっていること。
- 三 都内の戸建住宅に設置されるV2Hであること。

（2）リフォーム瑕疵保険等

助成対象機器を設置する際に、新規で加入していること。

3 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象の種別ごとに次の各号に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

（1）V2H

2の（1）で定めるV2H本体の機器費及び設置に係る工事費

（2）リフォーム瑕疵保険等

2の（2）で定めるリフォーム瑕疵保険等の加入に係る保険料及び検査料

4 助成金額

本事業の助成金の交付額は、助成対象の種別ごとに次のとおりとする。

なお、それぞれの助成対象に対する助成金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（1）V2H

助成金の交付額は、次の各号に定める額とする。

- 一 助成対象経費の2分の1の額（助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の2分の1の額から当該補助金の額を控除した額）とする。ただし、50万円を上限とする。
- 二 一の規定にかかわらず、発電出力が50kW未満の太陽光発電システム並びに電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車をV2Hの設置と併せて導入し、又は既に導入している場合においては、助成対象経費の額（助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の額から当該補助金の額を控除した額）とする。ただし、100万円を上限とする。

(2) リフォーム瑕疵保険等

助成金の交付額は、1契約当たり7千円とする。ただし、助成対象となる保険料及び検査料について国又は他の地方公共団体による補助金の交付を受ける場合にあっては、助成金の交付額と当該補助金の額の合計額が助成対象経費を超えない範囲において交付するものとする。

第5 本事業の実施体制

- 1 都は、公社と連携し、本事業を効率的かつ効果的に実施する。
- 2 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。
 - (1) 公社が助成対象者に対して助成金の交付を行うために造成する基金への出えん
 - (2) 前号に掲げるもののほか、公社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費の補助
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、本事業を円滑に遂行していくために必要な業務
- 3 都は、公社に対し、前項(1)による出えん金を基にした基金の造成や、都と公社との間で別途締結する出えん契約に基づく基金の適正な管理のほか、本事業の実施に当たり必要な業務の実施を求める。

第6 本事業の実施期間

- 1 本事業による助成金の事前申込の募集は、令和5年度から令和9年度まで行う。
- 2 本事業による助成金の交付は、令和5年度から令和10年度まで行う。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定める。

附則（令和5年3月14日付4環気家第277号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則（令和6年3月7日付5環気家第405号）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年4月1日から令和6年3月29日までの間に戸建住宅におけるV2H普及促

進事業助成金交付要綱（令和５年５月19日付５都環公地温第795号）第７条の事前申込がされた助成金の交付に係る手続（以下「旧助成金交付手続」という。）については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、本要綱第３　８及び第６の規定については、旧助成金交付手続にも適用するものとする。

附則（令和７年２月 25 日付６環気家第 507 号）
この要綱は、令和７年４月１日から施行する。